

## (9) 介護相談員派遣等事業について

### ア 「介護相談員派遣等事業実態調査」の結果について

昨年、介護相談員の全国的なネットワークである「介護相談・地域づくり連絡会」の事務局を担う「特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク」を通じて、本事業の実態調査を実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

これを見ると、

- ・ 都道府県によって実施率に大きな開きがあることから、特に取組みが低調な都道府県にあっては、市町村と協議の上、本事業への積極的な取組みをお願いしたい。
- ・ また、研修事業の実施状況について見ると、「介護相談・地域づくり連絡会」の全国研修を活用せずに市町村独自で研修を実施している場合には、平均的な研修時間と考えられる全国研修での時間数（40時間）を下回っていたり、標準的な研修カリキュラムを定めずに行っていたりするところが少なくない。

こうした市町村にあっては、早急に研修時間やカリキュラムについて、所要の改善を行うことが必要である。

このほか、今後サービスの質の向上を図っていく上で、介護相談員の果たす役割には大きなものがあることから、養成研修はもとより、現任の介護相談員を対象とするフォローアップ研修を実施するなど、研修事業のレベルアップを検討していただきたい。

- ・ なお、実態調査により得られた情報のうち、利用者がサービスを選択する際に役立つと考えられる情報については、「介護相談・地域づくり連絡会」のホームページ（下記アドレス参照）に掲載されているので、周知願いたい。

『介護相談・地域づくり連絡会』 <http://www.kaigosodan.com/>

## イ 平成16年度の養成研修等について

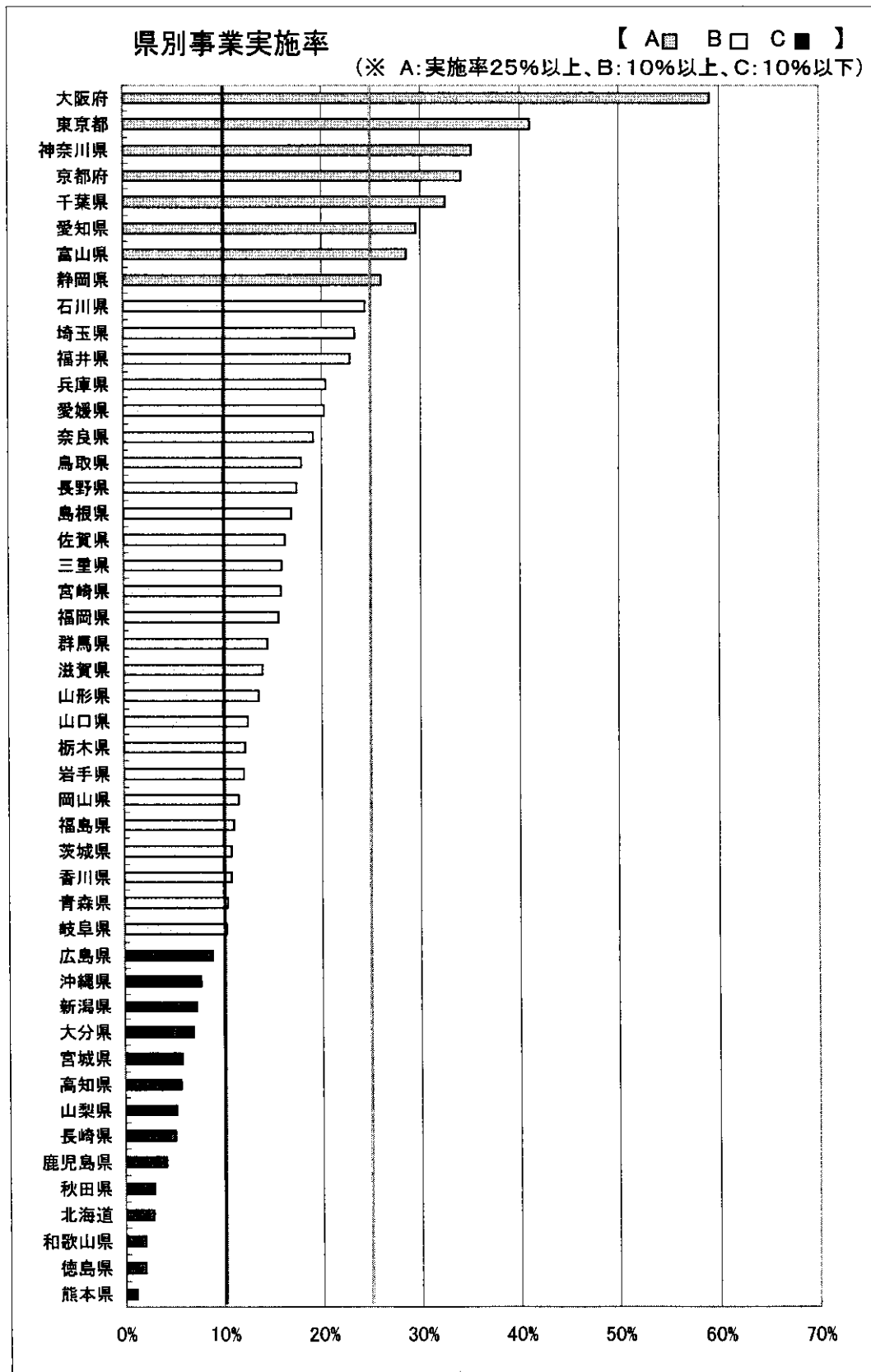
平成16年度の養成研修及び現任研修（いずれも全国研修）については、別紙2のとおり予定されているので、管内の市町村に速やかに周知いただくとともに、積極的な参加が得られるようご配慮願いたい。

なお、平成15年度の「介護相談員派遣等事業実施数」は、別紙3のとおりである。

# 介護相談員派遣等事業実態調査報告について

※調査回答のあったもののうち、調査時点において事業を実施している454市町村について集計。

## I 事業実施状況(都道府県別)について



## Ⅱ 現状について

### 1. 相談員研修受講状況

(1) 養成研修修了者総数 5,424人

【全国】

平成12年度	954
平成13年度	1,223
平成14年度	862
平成15年度	660
<hr/>	
	3,699

【独自】

平成12年度	288
平成13年度	549
平成14年度	519
平成15年度	369
<hr/>	
	1,725

(2) 現任研修修了者総数 3,097人

【全国】

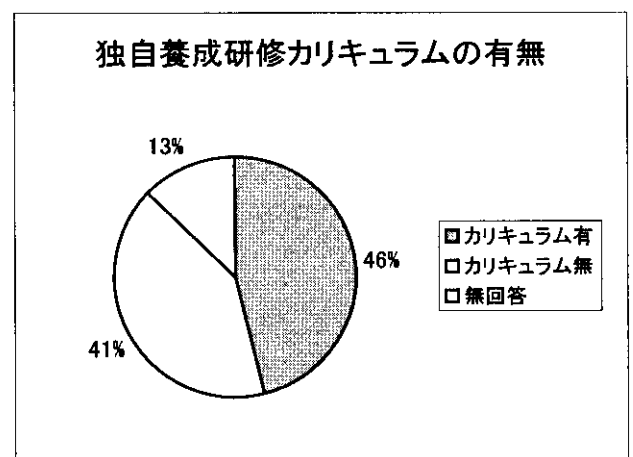
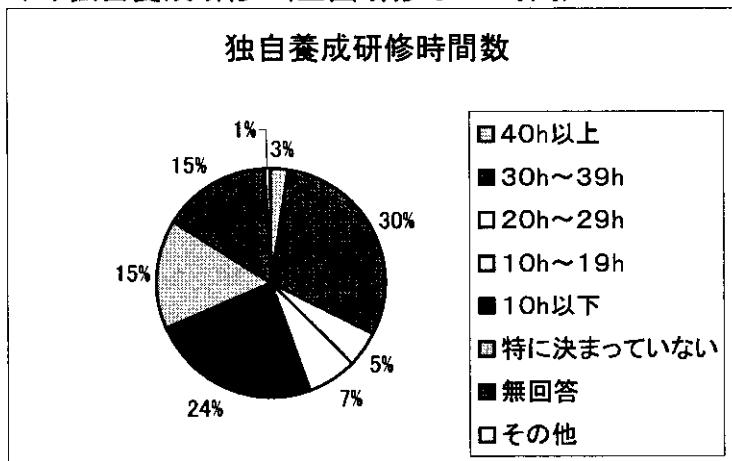
平成13年度	299
平成14年度	795
平成15年度	841
<hr/>	
	1,935

【独自】

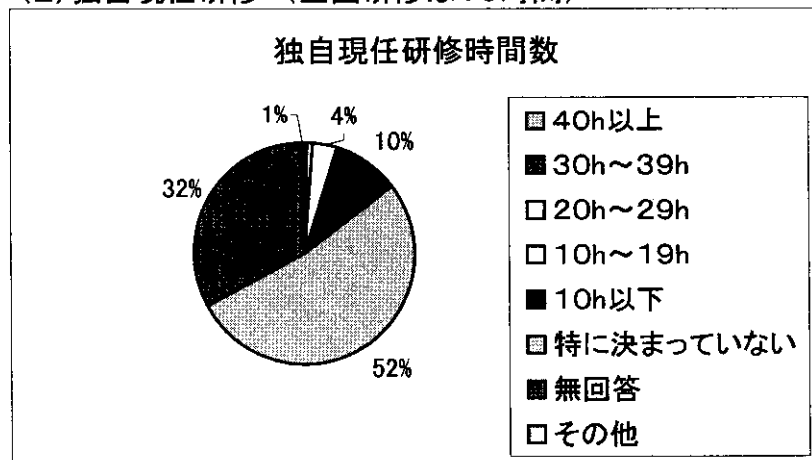
平成12年度	56
平成13年度	221
平成14年度	432
平成15年度	453
<hr/>	
	1,162

### 2. 独自研修内容

(1) 独自養成研修（全国研修は40時間）



(2) 独自現任研修（全国研修は10時間）



※現在活動している相談員数 3,807人

### 3. 受入施設・事業所数

#### (1) 受入件数

総数 7,919 件

##### 【施設系受入数】

特養	1,719
老健	945
療養型	380

##### 【通所系受入数】

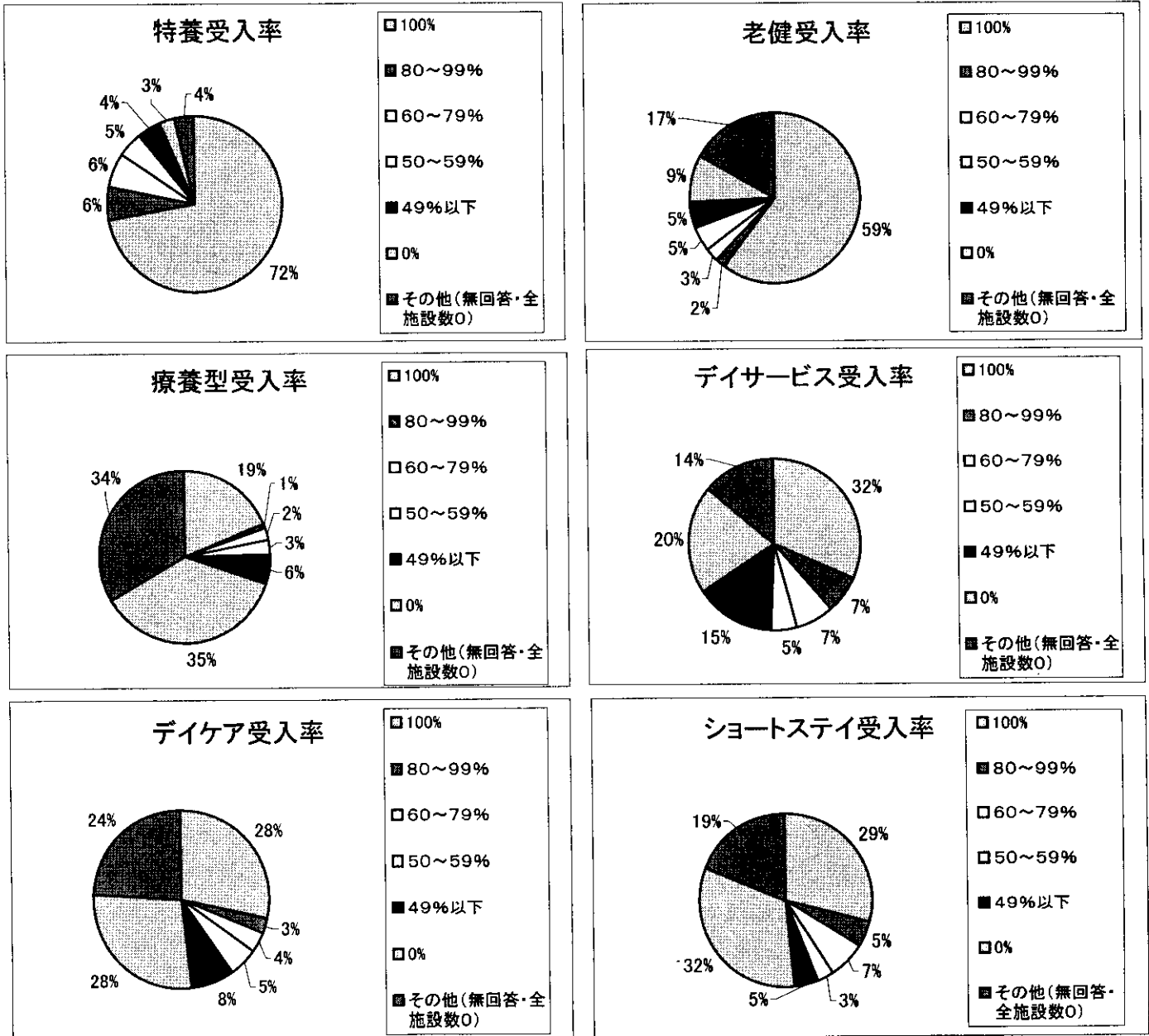
デイサービス	1,639
デイケア	716
ショートステイ	1,115

##### 【居宅系受入数】

居宅介護支援	344	グループホーム	476
訪問介護	331		
訪問看護	149	特定施設入所者生活介護	48
福祉用具貸与	57		

#### (2) 受入率

介護相談員派遣事業実施市区町村の市町村内全施設・事業所数に占める介護相談員受入施設・事業所数の割合



#### 4. 居宅訪問について

(1)在宅訪問実施市町村数 91 / 454市区町村

(2)相談員の訪問を受けている在宅サービス利用者数 9,450

5. 事務局研修参加市区町村数 312 / 454(事業実施市区町村数)

##### 【年度別参加市区町村数】

平成12年度	125	自治体
平成13年度	188	自治体
平成14年度	144	自治体
平成15年度	146	自治体

## 平成16年度介護相談員研修日程(予定)について

## 1. 介護相談員養成研修

会場名	日 程		研修会場
	前 期	後 期	
東京①	平成16年 7月26日(月)～ 7月29日(木)	9月 1日	主婦会館プラザエフ
大阪①	平成16年 8月23日(月)～ 8月26日(木)	9月30日	ウェルサンピアなにわ
大阪②	平成16年 9月13日(月)～ 9月16日(木)	10月20日	ウェルサンピアなにわ
東京②	平成16年10月 4日(月)～10月 7日(木)	11月19日	主婦会館プラザエフ
大阪③	平成16年10月25日(月)～10月28日(木)	12月 3日	ウェルサンピアなにわ
東京③	平成16年11月 8日(月)～11月11日(木)	12月10日	主婦会館プラザエフ
大阪④	平成16年11月29日(月)～12月 2日(木)	1月20日	ウェルサンピアなにわ
東京④	平成17年 1月24日(月)～ 1月27日(木)	2月28日	主婦会館プラザエフ

※前期研修と後期研修の間に、各自治体・施設での実習が行われます。

## 2. 介護相談員現任研修

(現任研修は、所定の介護相談員養成研修を修了し、実際に活動している介護相談員を対象に行われます。)

## (1) 初回受講者用日程

会場名	日 程	研修会場
東京①	平成16年 7月14日(水)・ 7月15日(木)	主婦会館プラザエフ
東京②	平成16年11月17日(水)・11月18日(木)	主婦会館プラザエフ
東京③	平成16年12月15日(水)・12月16日(木)	主婦会館プラザエフ
大阪①	平成16年 8月 5日(木)・ 8月 6日(金)	ウェルサンピアなにわ
大阪②	平成16年 9月28日(火)・ 9月29日(水)	ウェルサンピアなにわ
大阪③	平成16年10月13日(水)・10月14日(木)	ウェルサンピアなにわ

## (2) 2回目以降受講者用日程

会場名	日 程	研修会場
東京A	平成16年 6月29日(火)・ 6月30日(水)	主婦会館プラザエフ
東京B	平成16年 9月 7日(火)・ 9月 8日(水)	主婦会館プラザエフ
大阪A	平成16年 7月 8日(木)・ 7月 9日(金)	ウェルサンピアなにわ
大阪B	平成17年 1月18日(火)・ 1月19日(水)	ウェルサンピアなにわ

●上記の日程は、参加人数や状況により変更する場合があります。

<お問い合わせ先>

介護相談・地域づくり連絡会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15

近代科学社ビル4階

TEL 03-3266-9340 FAX 03-3266-0223

E-mail sodanin@net.email.ne.jp

## 平成15年度 介護相談員派遣等事業実施数

平成16年1月30日現在

NO	都道府県	市町村数	相談員数	派遣事業所・施設数		計
				在宅系	施設系	
1	北海道	20	31	104	51	155
2	青森	7	20	23	72	95
3	岩手	7	23	44	31	75
4	宮城	3	14	32	14	46
5	秋田	3	17	16	8	24
6	山形	7	50	20	44	64
7	福島	9	33	29	50	79
8	茨城	9	37	135	68	203
9	栃木	5	30	22	20	42
10	群馬	10	82	27	50	77
11	埼玉	21	273	91	113	204
12	千葉	24	160	122	170	292
13	東京	17	238	138	154	292
14	神奈川	11	89	34	76	110
15	新潟	7	35	34	22	56
16	富山	9	74	50	87	137
17	石川	9	52	43	39	82
18	福井	9	43	96	85	181
19	山梨	3	23	7	26	33
20	長野	22	126	81	116	197
21	岐阜	10	31	42	69	111
22	静岡	17	82	71	104	175
23	愛知	24	142	165	144	309
24	三重	10	79	73	101	174
25	滋賀	11	98	65	39	104
26	京都	15	69	61	46	107
27	大阪	25	230	92	157	249
28	兵庫	18	160	59	101	160
29	奈良	9	44	5	25	30
30	和歌山	2	6	1	16	17
31	鳥取	8	47	55	36	91
32	島根	12	38	21	42	63
33	岡山	7	30	11	32	43
34	広島	0	0	0	0	0
35	山口	8	30	3	37	40
36	徳島	1	19	0	7	7
37	香川	4	18	17	17	34
38	愛媛	16	157	139	93	232
39	高知	5	30	32	5	37
40	福岡	14	178	20	185	205
41	佐賀	8	48	27	52	79
42	長崎	3	18	36	21	57
43	熊本	0	0	0	0	0
44	大分	3	29	39	19	58
45	宮崎	7	65	15	38	53
46	鹿児島	3	17	48	17	65
47	沖縄	4	44	35	78	113
	県計	456	3,159	2,280	2,777	5,057

NO	指定都市 中核市	市町村数	相談員数	派遣事業所・施設数		計
				在宅系	施設系	
48	仙台市	1	6	0	38	38
49	川崎市	1	14	0	7	7
50	千葉市	1	12	6	24	30
51	名古屋市	1	35	10	30	40
52	京都市	1	23	3	10	13
53	大阪市	1	372	372	0	372
54	広島市	1	10	6	9	15
55	北九州市	1	21	0	21	21
56	福岡市	1	14	3	19	22
57	郡山市	1	10	5	15	20
58	いわき市	1	5	0	10	10
59	宇都宮市	1	20	0	20	20
60	船橋市	1	12	0	23	23
61	相模原市	1	13	0	12	12
62	新潟市	1	17	16	18	34
63	富山市	1	16	0	32	32
64	金沢市	1	29	0	18	18
65	長野市	1	20	0	24	24
66	岐阜市	1	19	5	10	15
67	静岡市	1	30	0	28	28
68	浜松市	1	10	37	30	67
69	豊橋市	1	5	0	14	14
70	岡崎市	1	6	8	8	16
71	豊田市	1	8	0	8	8
72	堺市	1	14	0	14	14
73	高槻市	1	10	65	17	82
74	奈良市	1	11	0	8	8
75	岡山市	1	7	0	20	20
76	倉敷市	1	12	0	9	9
77	福山市	1	8	0	4	4
78	松山市	1	37	0	5	5
79	長崎市	1	16	179	127	306
80	熊本市	1	16	0	96	96
81	大分市	1	15	0	8	8
82	宮崎市	1	29	8	20	28
83	鹿児島市	1	6	57	46	103
	市計	36	908	780	802	1,582

15年度合計	492	4,067	3,060	3,579	6,639
--------	-----	-------	-------	-------	-------

(\*予定を含む)

14年度合計	480	3,516	2,527	3,110	5,637
13年度合計	394	2,943	1,823	2,266	4,089
12年度合計	147	1,400			



## (10) その他

### ア 苦情・事件事例活用研修事業

介護保険制度の施行により、サービスの利用は措置から契約へ移行し、利用者・事業者双方において、互いの権利・義務関係が明確となったところである。

このような背景の下、サービスにおける事故が大きく取り上げられるようになっており、事故防止対策を中心とした危機管理体制の確立が急務の課題である。

こうしたことから本事業は、介護サービス事業者の管理者等を対象に、苦情や事故の背景となる要因を共有し、サービスの質の向上を図るための組織的な対応手法について事例を活用した研修を平成15年度から実施しているものである。

平成16年度予算（案）においても所要の額を計上しており、各都道府県においては、当該事業への積極的な取組をお願いするとともに、平成15年度未実施の都道府県においては、本事業の活用について特段のご配慮をお願いしたい。

### イ 離島等サービス確保対策事業について

介護サービスの提供体制の確保については、介護保険法において国及び都道府県の一定の責務が規定されているところである。

本事業は、離島等地域に該当する地方公共団体における民間事業者の誘致を施策の中心として実施してきたところであるが、平成16年度予算（案）においては、離島等地域における介護サービス提供体制の一層の充実を図るため、都道府県が主導的な役割を担っていただくよう事業の見直しを行ったところである。

については、離島等地域を有する都道府県は、これら地域における介護サービスの確保を図るための方策の検討に積極的に取り組まれ、管内の離島等地域におけるサービス確保対策の推進にご尽力願いたい。

#### 離島等サービス確保対策事業実施要綱（案）

##### 1 目的

本事業は、介護サービスの量、種類とも不足している離島や山間等の過疎地域において、地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護サービス提供体制を確保することを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」（平成11年3月31日厚生省告示99号）に掲げる地域を管轄する都道府県及び市町村とする。

都道府県及び市町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

なお、指定都市、中核市においては、3の（1）及び（2）の事業について、各市の実情に応じて一体的に行うものとする。

## 3 事業内容

本事業は、都道府県が委員会を設置し、離島等地域の実情を踏まえたサービス確保等のための具体的な方策・事業を検討、提示し、これを受けて当該地域の市町村が地域の実情にあった事業を試行的に実施し、もって、介護サービスの確保等を図る。

### （1）都道府県が行う事業

都道府県担当者、離島等市町村担当者、学識経験者、事業者団体等で構成するサービス確保対策検討委員会を設置し、次の事業を実施

- ア 状況調査（不足サービスの種類、量、先進事例 等）、阻害要因の把握、分析
- イ サービスの確保・充実のための具体的事業の提示
- ウ 市町村が本事業により実施した事業についての評価 等

### （2）市町村が行う事業

市町村担当者、都道府県担当者、住民代表、社協、事業者等で構成する事業推

進委員会を設置し、次の事業を実施

- ア 都道府県が設置するサービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施  
に向けた検討・実施
- イ 実施事業の有効性等を評価し、都道府県へ報告 等

## ウ サービス事業者振興事業について

本事業については、介護保険導入期における介護サービス事業者の振興及び健全育成を目的とした事業について、広く補助の対象としてきたところであるが、介護保険制度施行後、民間事業者をはじめとして多様な事業主体が参入し、指定事業所数も増加している状況に鑑みると、地域的な課題はあるものの、量的には概ね順調に増加しているものと考えている。

しかし一方では、指定取消件数も増加しており、指導監査と並行して、事業の適切な実施に向けた予防的な研修等を引き続き実施していく必要がある。また、介護保険制度の見直しを間近に控えていることもあり、混乱を避けるため、事業者に対する研修や連絡会の開催等により、各種情報の共有を図り、良質かつ安定したサービス提供体制を図ることが重要である。

このようなことから、今後は、以上のような視点で行われる事業を中心に採択する方針であるので、了知されたい。

また、平成16年度からは、「介護予防・地域支え合い事業」のメニュー事業として実施することとしているので、ご留意願いたい。

### サービス事業者振興事業実施要綱（案）

#### 1 事業の趣旨

介護サービス事業者に対する研修等を通じて、制度の趣旨、良質な事業を展開するうえでの必要な各種情報を伝えるとともに、連絡協議会の開催等により事業者間の相互の連携を推進することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備することを目的とする。

#### 2 実施主体

事業の実施主体は都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。  
事業の全部又は一部を、都道府県においてはシルバーサービス地方振興組織等

に、市町村においては在宅介護支援センター等、事業を適切に行うことができる団体に委託して実施することができる。

### 3 事業内容

○都道府県又は市町村が行う次の事業

- ・介護サービス事業者に対する不適正事例等に関する研修
- ・管内における効果的な情報提供体制（事業者団体の育成等）の構築
- ・介護サービスの利用状況調査・情報提供 等

#### エ 訪問介護員養成研修事業者の指定事務について

訪問介護員養成研修事業者の指定事務については、これまで以下のように指定取消等の事例が見受けられ、訪問介護員の養成に対する社会的な信頼も揺るがしかねない状況となっている。

#### 指定取消事例

【平成13年度】

- 株式会社バテル医療福祉専門学院（大阪府）
  - ・ 指定を受けていない都道府県で研修を実施（兵庫県で指定を受け大阪府で研修実施）
  - ・ 経営者は平成14年に詐欺罪で逮捕

【平成14年度】

- 株式会社ケアフル（京都府）
  - ・ 未届けの研修実施（事業者としての指定は有り）
  - ・ 研修時間の不足
  - ・ 変更申請等の事務手続きの欠如
  - ・ 講師の要件不足
- 京都介護福祉事業協同組合（京都府）

- ・ 未届けの講師による研修
- ・ 未届けの研修実施（事業者としての指定は有り）
- ・ 研修時間の不足
- ・ 変更申請等の事務手続きの欠如
- ・ 講師の要件不足

●有限会社未来京都（京都府）

- ・ 未届けの講師による研修
- ・ 指定を受けていない講座の研修の受講者募集
- ・ 変更申請等の事務手続きの欠如

●白美産業株式会社（神奈川県）

- ・ 指定を受けずに研修を実施
- ・ 県知事名の研修指定通知書を偽造（県は刑事告発）

●NPO法人さくら訪問看護婦会（福島県）

- ・ 指定を受けずに研修を実施

【平成15年度】

なし（平成16年2月1日現在）

各都道府県におかれては、訪問介護員養成研修事業者の指定を行った後においても、必要に応じて養成研修事業者に対する研修内容の確認を行い、不適正な内容と考えられる研修については速やかに是正を求めるとともに、必要な場合には厳正な対処を行うようお願いする。

なお、平成14年12月に大阪府において大阪府訪問介護員養成研修事業者協議会が設立され、養成研修事業者の質の向上を図るため、事業者団体による倫理綱領の策定や研修活動を行うとともに、平成16年度には養成研修の内容の事前確認の体制等を整える予定としており、今後各都道府県においても参考とされたい。

（参考資料（振興課）⑮）大阪府訪問介護員養成研修事業者協議会の概要